

# 水俣病一任派の二患者

## 症状等級格上げ

水俣病補償処理委員会（千種達夫座長）は十二日夕、厚生省で会合、水俣病患者家庭互助会一任派患者二人の症状等級を格上げすることにしチツソ株式会社の久我総務部長を呼び説明、了承を得た。

五月二十七日の第二次あつせん案提示のさい、原案を一部手直ししたのに伴い、バランスをとるためにした。等級が格上げされたのは十三歳と十四歳の二少年で、いずれも胎児性患者。

補償額は症状によって四ランクに分けているが、二人とも〇ランクから症状の重いⅡランクに変更される。この結果一時金は百三十万円から百八十万円、年金は二十

三万円から二十八万円に引き上げられる。この決定は、五日、笠松章委員が現地を訪れ、伊藤熊本県衛生部長ら七人による症状諮問委員会の見解をもとに決めた。

また調印のさい、等級を再審査するという条件になっていた三人の患者については、そのまま据え置くことになった。